

平成23年度改正

徳島県高等学校教育研究会 家庭 学会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は徳島県高等学校教育研究会家庭学会と称する。

第2条 本会は徳島県高等学校教育研究会に属し特に家庭科に関する諸問題を研究し、本県高等学校教育の向上に役立てることを目的とする。

第3条 本会の事務所は、会長の指定校に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は次の事業を行う。

1. 研究会、講演会の開催
2. 研究、調査
3. 研究成果の刊行
4. その他第2条に掲げた目的に役立つ事業

第3章 組織および役員

第5条 本会は徳島県高等学校教育研究会家庭学会員のうち家庭科教育に従事する教職員および本会の趣旨に賛同する希望者をもって組織する。

第6条 本会は次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 会長 1名 | 2. 副会長 若干名 | 3. 部長 若干名 | 4. 幹事 若干名 |
| 5. 支部長 3名 | 6. 常任理事 若干名 | 7. 理事 若干名 | 8. 監事 2名 |
| 9. 顧問 若干名 | | | |

第7条 役員の選出は次の規定による。

1. 会長、副会長、部長および監事は総会において選出する。
2. 監事は会長が委嘱する。
3. 理事は各学校から1名選出する。
4. 支部長、常任理事は理事会において選出する。
5. 顧問は総会において推戴する。

第8条 各役員の任務は次のように定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、徳島県高等学校教育研究会の理事を兼ねる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
3. 部長は各種研究委員会の会務を総理する。
4. 幹事は会務の運営、庶務および会計の処理にあたり、徳島県高等学校教育研究会の幹事を兼ねる。
5. 支部長、常任理事、理事は会務の運営・行事の執行にあたる。

第9条 各役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

第4章 会 議

第10条 総会は年1回以上開き、次の事項を審議する。

1. 事業計画およびその運営に関する事項
2. 予算の審議
3. 会則の変更
4. その他の必要事項

2 総会の議決は出席者の過半数による。

第11条 常任理事会は、会長・副会長・部長・幹事・支部長・常任理事で構成する。年度末と必要に応じて会長が招集する。

第12条 理事会は会長が必要に応じて招集し、第10条に係わる事項について審議し、仮承認する。

第5章 会 計

第13条 本会の経費は徳島県高等学校教育研究会家庭学会費の配分金、寄付金等をもってこれにあてる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

補足 1. 本会則は、昭和52年6月10日から実施する。

改正 1. 平成20年6月19日会則を一部改正。

改正 1. 平成23年8月19日会則を一部改正。

内規

- 本会は中部、南部、西部の3ブロックに分ける。所属は校長会に準ずる。
- 常任理事に家庭クラブ当番校の成人副会長および技術検定当番校の事務担当者、ZKK事務担当者を含める。
- 支部長1名、常任理事原則1名を各ブロックから理事会において選出する。